

昭和中学校保護者 各位

昭和中学校長 秋元 秀文

昭和中学校「部活動の適切な運営」にかかわる対応について

日頃より本校の教育活動に対するご理解・ご協力に感謝申し上げます。

本校では、県及び村の方針に則り、令和5年度の部活動運営方針を設定いたしましたので、お子様との読み合わせを含め、ご理解とご協力の程お願いいたします。

群馬県教育委員会の通知及び昭和村教育委員会の通達

○週当たりの休養日設定

- ・週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。
- ・大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

○長期休業中の休養日設定

- ・土・日曜日は休養日とする。
- ・ある程度長期のまとまった休養日を設ける。大会等の参加により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

○活動時間 ・平日：2時間程度、休業日（土・日曜日を含む）：3時間程度

昭和中学校の適切な部活動の運営方針

- 1 週2日以上(平日1日及び土・日曜日のいずれか1日)の休養日を設定することを原則とする。
- 2 平日休養日は、月曜日とする。月曜日は年間を通じて、下校時間を16:15とする。
- 3 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日とも活動しなければならない場合の、代替休養日は、水曜日を原則とする。
- 4 冬季部活動（2学期期末テスト明け～3学期期末テスト明けまでの期間。保護者・生徒本人の参加希望により行う部活動期間）についても、同じ扱いとする。
- 5 関東大会や全国大会出場の際は、顧問・管理職による要相談とする。

*平日休養日を月・水曜日とする理由

- ・月曜日は、職員会議等で部活動の指導ができないことが多く、安全管理等ができないため
- ・平日休養日を月曜日とすることで、火曜日～金曜日4日間の連続的・計画的な部活動が可能となり、土曜日または日曜日の大会、練習試合等に臨むことができるため
- ・代替休養日を水曜日とすることで、活動と休養のバランスを取り、効率よく練習できるため

※ 裏面に具体的な対応を記しましたので、ご確認ください。

<具体的な対応方針について>

I 3連休以上の対応方針

① 3連休の考え方

- ・3連休全ての部活動実施は行いません。最大2日間の実施とします。
- ・2日間実施した場合は、3連休明け最初の水曜日を代替休養日とします。
- ・3連休明けの火曜日が職員会議設定日の場合など、2日間部活動を実施した場合の代替休養日を水曜日とせず、例外的に他の曜日をもって替えることがあります。

② 4連休以上の考え方

- ・連休全ての部活動は行わず、最大半数(例えば5連休の場合は3日まで)の実施とします。
- ・2日以上休養日が取れるため、代替休養日は設定しません。

③ 週内の単独祭日

- ・週内の単独祭日は部活動の実施を可とします。

II 長期休業中(夏季・冬季・学年末始)の部活動について

- ・長期休業中は、平日定期休養日(月曜日)の設定は行いません。
- ・長期休業中の「土・日曜日は原則部活動なし」とします。
- ・やむを得ず土・日曜日に活動する場合は、原則土・日曜日いずれか1日とし、翌週の水曜日を代替休養日とします。なお、関東・全国大会は別に検討し決定します。
- ・夏季休業中の「家庭の日」、冬季休業中の「年末年始の休日」は、部活動を行いません。

III 部活動の活動時間

- ・平日は従来通りとします(部活動終了時刻17:45。冬季部活動も同様)
- ・土・日曜日の1日の活動時間(練習)は、準備・片付けの時間を含めて3時間30分までとします。
(「昭和村の3時間程度」を、本校はこのようにとらえます。限られた時間内で効果的な活動と運営を、生徒ともに実現していく所存です。)
- ・公式大会は別扱いとします。
- ・練習試合の場合は「3時間30分まで」の限りではないが、生徒・顧問双方の負担に配慮し、当該日の練習試合数等に配慮し、いたずらに拘束時間を延ばさないようにします。

IV 特異日の理解

- ・公式大会が日曜日から開始される場合、前日の土曜日は適度な練習をしてもよいこととします(生徒の自己実現・ベストパフォーマンスを優先するため)。

V 「やむを得ず土・日曜日に活動する必要」の判断基準

- ・「やむを得ずの事由」に該当するものは、春・夏・新人の郡大会及び県大会以上の公式大会を基本とします。
- ・上記以外の大会については、その都度、必要性や生徒の負担等を検討し決定していきます。